

平成31年3月22日

## 東京大学教員営利企業役員等兼業・勤務時間内兼業審査委員会規則の一部改正

改正理由：委員会の任務の見直し及び委員会の名称変更等に伴い、所要の改正を行なう。

現 行	改 正
<p>東京大学教員営利企業役員等兼業・勤務時間内兼業審査委員会規則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本学に、東京大学教職員兼業規程第3条第2項各号及び東京大学教職員兼業規程の運用についてに基づく本学の教授、准教授、講師、助教及び助手等の兼業について審査を行うため、教員営利企業役員等兼業・勤務時間内兼業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 技術移転事業者の役員等の兼業に関すること。</li><li>(2) 研究成果活用企業の役員等の兼業に関すること。</li><li>(3) 本学が承認する技術移転関連事業者の役員等の兼業に関すること。</li><li>(4) 株式会社等の監査役との兼業に関すること。</li><li>(5) 勤務時間内兼業に関すること。</li></ul> <p>(略)</p>	<p>東京大学教員営利企業役員等兼業審査委員会規則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本学に、東京大学教職員兼業規程第3条第2項各号及び東京大学教職員兼業規程の運用についてに基づく本学の教授、准教授、講師、助教及び助手の兼業について審査を行うため、教員営利企業役員等兼業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 技術移転事業者の役員等の兼業に関すること。</li><li>(2) 研究成果活用企業の役員等の兼業に関すること。</li><li>(3) 本学が承認する技術移転関連事業者の役員等の兼業に関すること。</li><li>(4) 株式会社の監査役の兼業に関すること。</li><li>(5) 株式会社の社外取締役の兼業に関すること。</li></ul> <p>(略)</p>

### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。